

大館市農業委員会総会議事録

令和4年4月14日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和4年4月14日（木）午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 0名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	8番	高坂 千悦		9番	藤盛 久登
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 9 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 10 号	事務局職員の任免について
報告第 11 号	贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
議案第 13 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 14 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送付について
議案第 15 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権移転）
議案第 16 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
議案第 17 号	令和 4 年度大館市農作業標準賃金の設定について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 8 番 高坂 千悦 委員、議席番号 9 番 藤盛 久登 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・ 業務報告 (3 月総会～4 月総会) について
- ・ 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・ 報告第 9 号 農用地利用配分計画 (農地中間管理機構分) の認可について
- ・ 報告第 10 号 事務局職員の任免について

- ・報告第 11 号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付
について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

2 番（石山委員）

報告第 8 号について、23 ページの 200 番で 25 年と 27 年の災害で川底が下がって取水が出来なくなり細工してやってきたものだが、耕作不便だけでなく解約事由を詳しく書いてほしい。

事務局

検討します。

3 番（阿部委員）

24 ページの 201 番ですが、2 月に契約して 2 カ月で解約はおかしいのでは。

事務局

ここについては、田のつもりで契約したが、現況が畑で水稻を耕作できないということで解約したものです。

議長

ほかに質問はありますか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 13 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

31 ページをお開き願います。

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、
この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和4年4月14日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

32 ページをお開き願います。

内訳は、No.24 から No.30 までの7件で、地目は田が 21,530.00 m²、畑が
1,238.00 m²で、面積合計は 22,768.00 m²であります。

譲受の事由は、No.24 からNo.30 のNo.25 を除く6件は「経営拡張」、No.25 は
「受贈」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記
載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7
号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第13号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項
の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加
できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂い
て審議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

初めに、「No.25 を除いたNo.24 からNo.30 まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「No.25 を除いたNo.24 からNo.30 まで」について原案のと
おり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、「No.25」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号6番 小畑 純市 委員は退席願います。

(6番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「No.25」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号6番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(6番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第14号『農地法第5条の規定による所有権移転許可申請の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

35ページをお開き願います。

議案第14号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求めらる。

令和4年4月14日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

36ページをお開き願います。

内訳は、No.8、No.9の2件で、地目は2件とも畑で合計1,061.00㎡であります。

No.8、No.9 は一般住宅を建築しようとするものです。

最初にNo.8 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、大館鳳鳴高校の北西、約100mに位置する第1種中高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.8 の位置図及び配置図は、37、38 ページに記載のとおりであります。

次にNo.9、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、城西小学校の北東、40mに位置する、第1種住居地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められていること）に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.9 の位置図及び配置図は、39、40 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.8、No.9 の現地調査の結果を議席番号19番の 渡邊 久雄 委員よりご報告願います。

19番（渡邊委員）

議案第14号No.8、No.9 について、去る4月5日に 安部 幸美 委員と事務局

2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.8についてであります。申請地は37ページの位置図になります。この場所は、市道 中城金坂線を市役所から大館鳳鳴高校方向に向かい、鳳鳴高校の約200m手前を左折、市道大館下代野下町線に入り約150m直進し、市道 八幡神社線へ右折、80mほど進んだ左手の宅地の後にある農地で、休耕地として管理されておりました。

38ページの配置図にありますように、宅地の奥の崖に隣接する農地に自身の一般住宅を建築する計画です。

転用にあたって、盛土は特に行わず砕石敷きとする計画で、周囲と同レベルであることから、隣接地への土砂等の流出は無いものと思われ、雨水等は、自然流下、地下浸透で対応可能としています。

汚水、生活雑排水等は、公共下水道を利用する計画で特に問題は無いものと見てまいりました。

次にNo.9について報告いたします。

申請地は39ページの位置図になります。

この場所は、大館一中方向から市道 一中城西線を城西小学校に向かい、Y字路を右折し、約40m進んだ右側農地で、現在は休耕地として管理されておりました。

40ページの配置図にありますように、申請者が祖父の農地を分筆し、一部宅地と一体利用し、一般住宅を建築しようするものです。

転用にあたっては、約20cm程度の盛土を予定しており、市道に面する西側以外は、既設も含め三方ともL型擁壁で囲み、隣地への土砂等の流出を防ぐ計画です。

雨水排水は砕石敷き自然流下とし、大雨時は西側市道側溝へ流出させる計画です。

汚水、生活雑排水は、公共下水道を利用することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしく願いたします。

議長

ただ今、渡邊 久雄 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 14 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 14 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

次に、議案第 15 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

41 ページをお開き願います。

議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

42 ページをお開き願います。

42 ページから 50 ページまで、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 1 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 1 から新 - 130 までの 130 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 6 件、2 年が 2 件、3 年が 26 件、4 年が 1 件、5 年が 58 件、6 年が 13 件、7 年が 1 件、8 年

が 2 件、10 年が 21 件で、地目は田の面積が 615,645.29 m²、畑の面積が 32,703.00 m²、面積合計は 648,348.29 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

初めに、「新-1 から新-130 まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-1 から新-130 まで」について原案のとおり決してお異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『51 ページの再-1 から再-10』について事務局より議案の説明をお願いします。

局長

51 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再-1 から再-10 の 10 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。3 年が 7 件、5 年が 2 件、10 年が 1 件、地目は田の面積が 52,881.00 m²、畑の面積が 7,871.00 m²、面積合計は 60,752.00 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確

認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

『再—1 から再—10』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『再—1 から再—10』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 16 号『農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

52 ページをお開き願います。

議案第 16 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農地取得「下限面積」の設定について意見を求める。

令和 4 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

53 ページをお開き願います。

設定についての内容が記載されております。

2 月 14 日開催の農地調整小委員会に於いて内容が検討され、3 月 11 日の情報共有会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

設定する別段の面積は、昨年度に引き続き 10 アール、「空き家に付属した

農地」は0.1アールとすることとし、設定区域は大館市内全域で、令和4年5月1日から適用しようとするものであります。

提案理由は、遊休農地対策のための小規模農家への権利移動の促進や、新規就農者等の受け入れによる農地の有効利用を図るため、大館市内全域において別段の面積を引き続き10アールに設定し、また、移住・定住促進に伴う地域の活性化と農地の有効活用を図るため、「空き家に付属した農地」に関しては0.1アールに設定するものです。

なお、「空き家に付属した農地」とは「空き家バンク」に登録された家屋に近接する農地であって、農業委員会が指定した農地とします。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第16号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

7番(伊藤委員)

確認だが、空き家に付属した農地とは、空き家の隣と言うことか。

事務局

付属した農地とは、取扱基準で定めており、隣でなくてもよい。近接する農地が対象で、歩いて数分の所も該当と考えられ、農業委員会が指定した農地となります。

議長

ほかに何かございませんか。

議長

ないようですので、議案第16号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第17号『令和4年度大館市農作業標準賃金の設定について』

を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

54 ページをお開き願います。

議案第 17 号 令和 4 年度大館市農作業標準賃金の設定について

令和 4 年度大館市農作業標準賃金を次のとおり設定することについて意見を求める。

令和 4 年 4 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

55 ページをお開き願います。

内容については、「令和 4 年度大館市農作業標準賃金表(案)」のとおりで、2 月 14 日開催の農業振興小委員会に於いて内容が検討され、3 月 11 日の情報共有会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 17 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 17 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 05 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 4 月 14 日

議 長

議事録署名委員 8 番

議事録署名委員 9 番

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第13号 No.24		(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市字八幡・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		神奈川県茅ヶ崎市西久保・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市赤館町・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月6日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第13号 No.25	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市赤石字伊勢堂岱・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市二井田字上四羽出・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市二井田字上四羽出・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は同一世帯である。本申請は後継者への贈与を目的としており、申請地は、これまでも申請世帯が耕作を行っている。今後も、営農に資する計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月7日、小林大樹 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.26	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市二井田字天神前・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市下代野字家後・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字白砂・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月7日、小林大樹 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第13号 No.27		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市粕田字岩本・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市花岡町字大森下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市粕田字上羽立東・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月9日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.28		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市橋桁字橋桁・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市南神明町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市橋桁字橋桁・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月9日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第13号 No.29		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町笹館字川原岱・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	△△△△
作 成 者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第13号 No.30		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町八木橋字板戸川・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月5日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない